

2 補助対象

高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金補助

対象経費一覧

※ 自主防災組織の活動活性化を図る事業で補助対象になるのは、以下の①～④です。

補助対象事業	補助対象経費	注意事項
① 防災学習・防災啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○学習会の開催案内から開催までに係る消耗品、会場費、手話通訳等に要する費用 ○講師謝金・旅費等（講師謝金については、時間や内容に見合った金額を設定してください。） ○視察研修に係る経費（交通手段としては、自主防災組織全体で行動可能なバス借上げ等のみが補助対象となります。） ○防災啓発の資料作成費用及び郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 高知市地域防災推進課職員を講師として無償で派遣させていただくことが可能です。ご相談ください。 ✓ 以下のものは補助対象外です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習会の参加者や講師の食費 ・ 防災食の試食会のために購入する防災食 ・ 研修目的施設以外への行程を含む視察研修
② 防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○訓練で使用する消耗品（救助救護訓練で使用する包帯や三角巾等、消火訓練で使用する消火器の詰め替え、避難所運営訓練で使用する簡易トイレの処理剤等）に要する経費 ○損害保険料やアドバイザー等への謝金 ○訓練の案内や周知に係る費用、訓練に必要な物品のレンタル費用 ○訓練で使用する反射板ベスト・腕章等の購入費 ○炊き出し訓練において手順を確認するための食材費（見積り不要、1人300円程度まで、当年度につき1回分のみ） <p>※炊き出し訓練をする場合は、他の事業（学習会や避難訓練等）も行う必要があります。（炊き出し訓練のみで補助申請は不可。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 消火栓を使用した放水訓練を実施する場合は、事前に消防局・上下水道局の許可を受ける必要があります。 ✓ 炊き出し訓練の材料費について、以下のものは補助対象外です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過度に高価なもの、被災後に明らかに入手困難なもの ・ 訓練によって手順を確認する必要のないもの（カップラーメン、ゆで卵、防災食、缶詰、冷凍食品等） ・ 水、アルファ化米（高知県や高知市が保存している備蓄物資のうち消費期限の迫ったものを定期的にご提供していますので、それを是非ご活用ください） ✓ 消耗品以外の整備については補助対象外です。（ただし⑤で整備することは可能です。）
③ 危険箇所の調査・地域での情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ○防災マップの作成及び周知に係る経費（資料の印刷費、郵送料等） ○ワークショップを開催する際の資料印刷費やアドバイザー等への謝金・旅費等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 作成したマップは、自主防災組織エリア内等に配布する必要があります。 ✓ 調査のみの場合は補助対象外です。
④ 避難経路・避難場所の簡易な整備	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路・避難場所の簡易な整備に係る消耗品（草刈り機等の替刃、チェーンソーオイル、軍手、蚊取り線香等）に要する経費 ○避難路・避難場所の簡易な整備に係る材料費（誘導灯、ガードレール、セメント等）に要する経費 ○簡易な整備に必要な機械レンタル等に係る経費、損害保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自主防災組織又は自主防災組織連合会の構成員の手によって直接実施されるものでなければなりません。 ✓ 整備の際には、安全に十分配慮し、機器の使用法、作業分担等を事前に確認したうえで行ってください。 ✓ 以下のものは補助対象外です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業委託する場合の委託料及び材料費等 ・ チェーンソー、草刈機等の資機材の購入

<注意事項> 使用用途、数量、同等品との価格差等により、補助対象外となる場合があります。